

『金槐和歌集』伝本分類私考

定家所伝本系統

参考文献・略称

犬井善壽

松岡家藏 定家所伝本(岩波書店刊・複製)

(複斎私国)・定

<一>

『金槐和歌集』の本文に関して、稿者は、管見に入った伝本について、

*『金槐和歌集』貞享本系統本文考—所載歌と歌順の吟味—(本論集)

五・平成七年十一月)

【略称・貞享本考】

島原市立図書館蔵 松平文庫本

(目私国)・松

*『金槐和歌集』定家本系統本文考—四系統分類と定家本系統の系列分

類—(本論集・六・平成九年六月)

【略称・定家本考】

国立公文書館蔵 内閣文庫本

(目斎私国資)・内

*抜粋諸系統『金槐和歌集』歌番号対照表—柳営亞槐本系統真淵評語本

名古屋市蓬左文庫蔵 堀田文庫本

(目私国資)・堀

との比較—(本論集・七・平成十一年三月) 【略称・抜粋本表】

彰考館文庫蔵(巳一四)本

(目私国資)・彰

等によって、系統分類、及びその下位分類である系列分類を試みてきた。

ここに、その後に検討し得た伝本を加えて上記三稿を整理し、『金槐和歌集』の伝本分類の私案を提示する。拙論旧稿を白紙撤回するのではなく、

本稿において掲げる根拠事実を上記三稿における根拠事実とできるだけ重複しないように心がけながら、上記三稿を補正し、集成するものである。

<二>

柳営亞槐本系統

群書類従卷第一三三三所収 元版本(諸所・犬井架藏) (斎私国)・類

ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵 黒川家本

(目)・黒

犬井架藏 群書類従系写本

犬

住吉大社蔵本(他、諸所蔵)

(斎私国資)

貞享四年版行本

(目資)・貞

真淵評語書入版行本

(斎国)

甲南女子大学図書館蔵 貞享四年版行本(他、諸所蔵) (目)・真

(目資)・秋

犬井架藏 貞享四年版行本

桃園文庫本

貞享版行本系列

東海大学附属図書館蔵 桃園文庫本

(目)・桃

秋田県立図書館蔵本

(目國資)・秋

け早い報告文献)・伝本略称の順に示す。略称は本稿に限るものである。他にも『金槐和歌集』の伝本は多いと思われる。ご教示を賜りたい。

- 秋月郷土館蔵本 〈目總〉・月
相愛大学・相愛女子短期大学附属図書館蔵 春曙文庫本 〈目〉・春
眞淵評語本系列
- 茨城大学附属図書館蔵 菅文庫本 〈目總〉・菅
川越市立中央図書館蔵本 〈国資〉・川
西尾市岩瀬文庫蔵本 〈目私国資〉・岩
- 犬井架藏本(下巻欠巻) 井
成田山仏教図書館蔵本 〈目私国〉・成
東京大学総合図書館蔵 文久三年写本 〈私国〉・東
無窮会専門図書館蔵 平沼文庫本 〈目私国〉・平
静嘉堂文庫蔵本 静
彰考館文庫蔵 小山田与清写本 〈目私国〉・静
東北大学附属図書館蔵 狩野文庫本 〈目私国〉・小
甲南女子大学図書館蔵 南葵文庫本 〈目私国〉・狩
東京大学総合図書館蔵 南葵文庫本 〈目私国〉・甲
上田図書館蔵 藤蘆文庫本 〈私資〉・上
筑波大学附属図書館蔵本 〈私資〉・筑
国文学研究資料館蔵 初雁文庫 天保四年写本 〈私資〉・初
国文学研究資料館蔵 初雁文庫 天保十四年写本 〈私資〉・雁
鹿児島大学附属図書館蔵 玉里文庫本 〈目国資〉・玉
大阪市立大学附属図書館蔵 森文庫本 〈目私国資〉・森
中川文庫本系列 〈私國〉・中
祐徳稲荷神社寄託 中川文庫本 〈私國〉・中
宮城県図書館蔵伊達文庫(伊九一一二四八一二)本 〈私国資〉・伊
神宮文庫蔵本 〈私〉
- 彰考館文庫蔵(已六〇六九・五七)本 〈目斎私国資〉・考
高松宮旧蔵本 〈資〉・高
篠山鳳鳴高校蔵 青山文庫本 〈目国資〉・青
宮内庁書陵部蔵本 〈斎私国資〉・書
国立公文書館蔵 内閣文庫(一〇一・四五五)本 〈目斎私国資〉・閣
秀逸本系統
- 西尾市岩瀬文庫蔵『金槐和歌集秀逸』 〈目国〉・秀岩
龍谷大学大宮図書館蔵 写字台文庫本『金槐歌集秀逸』 〈私国〉・秀龍
東海大学桃園文庫蔵『叫芳亭叢書』所収『金槐和歌集秀逸』 〈目〉・秀桃
佳調抜系統
- 大分県立図書館蔵『碩田叢史』所収『金槐和歌集佳調抜』 〈目国〉・佳調
抜粹本系統
- 岩波文庫『金槐和歌集』所収『鎌倉右大臣家集中抜粹』 〈翻〉・抜粹
抄出本系統
- 学習院図書館蔵『抄書十四』所収『鎌倉右府家集抄出』 〈国〉・抄出
現存しない写本
- 彰考館文庫蔵(巳六〇)本 〈私〉 同館文庫目録注記二挿ル
無窮会専門図書館蔵 神習文庫本 〈私資〉・神習文庫目録注記二挿ル
東大総合図書館蔵 貞享本中巻写本(国) 同館レフアレンス調べ
未調査写本(先覚に所在報告等のあるもの。) 内文献に拠る
春海文庫蔵 『鎌槐家集』 〈国〉
- 広島大学文学部蔵本 〈国〉
- お茶の水図書館蔵 成實堂文庫本 〈瀬〉
松宇文庫 講談社現蔵 貞享版行本写 〈国〉
志香須賀文庫蔵『金槐和歌集』 柳営並槐奥書本 〈私〉

志香須賀文庫蔵『實朝哥集』 江戸中写本

(私)

正月一日よめる

志香須賀文庫蔵『金槐和歌集』 一二三 江戸末写本

(私)

一 けさ見れば山もかすみてひさかたのあまのはらよりはるはき
にけり

斎藤茂吉氏蔵

万治本

(齋国)

斎藤茂吉氏蔵本

佐佐木博士惠贈本

(齋)

小内一明氏蔵本

柳営亞槐奥書本

(私)

後藤重郎氏蔵本

(私)

弘文荘書目一〇所掲

貞享本系 岩田通徳写本

(私)

なお、『私家集伝本書目』

において「刊写不明」とされている伝本の内、

(私)

慶應義塾大学三田メディアセンター蔵本・豊橋市立図書館蔵本は貞享四年版行本であり、山口県立図書館蔵本三点は全て明治以降の刊本でその内二点は現在所在不明である由、三館のレファレンス係よりご教示を頂いた。

（三）

まず、原撰集及び改編という著作性本文形成による異種本を判別し、系統分類を行う。因みに、歌集の場合、異種本の判別は、所載歌・部立・配列・詞書及び歌本文の四点の相違が大幅であることを根拠事実とする。

周知の通り、『金槐和歌集』には、藤原定家がその一部分を書きし末尾

に「建暦三年十二月十八日」という日付を自筆で記した、いわゆる定家所

伝本と、貞享四年に版行されることになった、末尾に「右之一帖者、鎌倉右大臣家集、京極中納言定家卿門弟、此道之達者云々。然、最初難部類在不審、尚之間、重而改之畢。尤可為証本者平。柳営亞槐」という柳営亞槐なる人物（諸説があるが、未詳）の奥書識語を持つ貞享四年版行本（いわゆる柳営亞槐本）が、本文に大幅な差異のある伝本として伝わっている。定家所伝本の本文は、六六三首の歌が載る。春部の、

正月一日よめる

一 今朝みれば山も霞て久方のあまの原より春は来にけり

という、定家所伝本と同じ歌に始まり、四季・恋・雑に部類され、

建暦元年七月、洪水漫天土民愁歎せん事を思ひて、一人奉向本尊、聊致念と云

七一九 時によりすぐれば民のなげきなり八大龍王あめやめたまへ

の歌に終る——識語・実朝略伝を載せる本がある。定家所伝本系統に比して所載歌数・部類・歌順が全く異なり、詞書と和歌の本文にもかなり差異がある、全く別の編纂がなされた本文で、異種本と把握できる。これとほ

ぼ同文を備える貞・真・桃・秋・達・月・春・菅・川・岩・井・成・東・平・静・小・狩・甲・南・上・筑・初・雁・玉・森・中・伊・神・考高・青・書・闇諸本を、識語の署名に依り、「柳営亞槐本系統」と呼ぶ。

柳営亞槐本系統の伝本の中に、後述の通り、賀茂真淵の評語を書き入れ

た貞享四年版行本やその写本があり、その真淵評語書入本から歌を抜粋した本がある。

抜粋に因つて部類・歌順・歌本文に変容が生じることはないが、多数の歌を削除するのは著作と同質の本文改変である。これに因つて成った本文もそれぞれ独立した系統と把握すべきであり、柳営亞槐本系統からの抜粋であることを承知した上で、一系統と扱う（抜粋系表、参照）。

『金槐和歌集秀逸』と題する本が伝わる（抜粋系表ハ秀龍不載）。「鎌倉

右大臣の歌をみてしるせる詞」という真淵の宝暦十年五月記の序が載り、

正月一日よめる

一 今朝見れば山も霞で久かたの天の原より春は来にけり

という春部の歌に始まり、四季・恋・雜に部類され、一九八首を抜粋し、

建暦元年七月、洪水漫天土民歎きせんことを思ひ、一人奉向本尊、聊致念々云

（秀岩ニヨル）

一九八 時によりすぐればたみのなげき也八大龍王あめやめ給へ

という柳営亞槐本系統と同じ歌で終る。岩瀬本（秀岩）と龍谷本（秀龍）の所載歌が桃園本（秀桃）より一首多い。秀桃本が秀岩本等の一三三番歌（貞享

四年版行本の四八四番歌）を欠くことに因る。他は、部類も歌順も歌本文も、書写性本文変化が見られるのみで、歌本文は同文である。柳営亞槐本

系統から派生した異種本と認め、これを「秀逸本系統」と呼ぶ。

大分県立図書館蔵『碩田叢史』第二二六所収『金槐和歌集佳調抜』は、年記不明の真淵序文を有し、巻頭は、柳営亞槐本系統の春部の二番に当る、

春のはじめ歌

一 九重の雲ゐに春や立ぬらむ内裏山に霞たなびく

に始まり、柳営亞槐本系統から歌を一六四首抜粋したものである（抜粋系表、参照）。部類も四季・恋・雜と柳営亞槐本のままである。末尾は、

建暦元年七月、洪水漫天土民歎きせん事をおもひて、一

人奉向本尊、聊致祈念々云

一六四 ときによりすぐればたみのなげきなり八大龍王あめやめたまへ

という、柳営亞槐本系統や秀逸本系統と同じ歌である。歌順も柳営亞槐本と逆行することなく、詞書・歌の本文も殆ど柳営亞槐本系統と同文である。柳営亞槐本系統から抜粋された「佳調抜系統」と把握してよい本文である。

岩波文庫『金槐和歌集』に付録とされた、三輪田高房藏本という『鎌倉右大臣家集中抜粋』は、原典は未見で、文庫本の校訂本文に依る。「鎌倉

の右のおほまうちきみの家集中よりぬきでたる歌」という内題があり、

正月一日よめる

一 今朝みれば山も霞で久形のあまの原より春は来にけり

という春部に始まり、四季・恋の歌の中に・雜の三部類からなる。末尾は、

建暦元年七月、洪水漫天土民愁歎きせん事を思ひて、一人奉向本尊、聊致念々云

（秀岩ニヨル）

一〇四 時によりすぐれば民のなげきなり八大龍王あめやめたまへ

の歌である。巻末に「此大まうちきみは、ひとりいにしへの歌のこころをこのみ玉へども、はじめたるほどのならひくせのなほ残り交はれるも、家の集にはあり。さて、終にかのけがらはしき」とをみそぎ出たらんさまなるをぬきでて奉りぬ。賀茂真淵」という識語が載る。真淵に依る抜粋といふ保証はないが、柳営亞槐本系統真淵評語本から一〇四首を部類・歌順・本文を変えずに抜粋した異種本である。「抜粋本系統」と呼ぶことにする。

学習院図書館蔵『抄書十四』に收められている『鎌倉右府家集抄出』は、内題の後方に「宝暦五年三月 賀茂真淵序辞並評有り」とあり、これも真淵評語本からの抜粋である。部立はなく、詞書も省略されているが、柳営亞槐本のまま四季・恋・雜の順に歌が配され、抜粋された三十五首の歌順

が柳嘗亞槐本系統と逆行することはない(抜粹系表、参照)。巻頭歌は、

一 今朝見れば山もかすみて久方の天の原より春は来にけり

であり、末尾は、柳嘗亞槐本系統の七一四番に当たる、

三五 とにかくにあなさだめなき世中やよろこぶものあればわぶる

もの有

である。大幅な抜粹による異種本と認め、「抄出本系統」と呼ぶ。

猶、抜粹系四系統には独自に抜かれた歌があり、互いの書承関係はない。

以上の通り、所載歌・部立・歌順・歌本文の大軒な相違によつて、『金

槐和歌集』諸本を六系統に分類する。但し、秀逸本・佳調抜・抜粹本・抄

出本四系統は、柳嘗亞槐本系統からの抜粹であることを確認しておく。

（四）

次に、定家所伝本系統と柳嘗亞槐本系統各々について、書写性本文変化の内の主として歌の載不載及び歌順の小異に依つて、下位分類を行う。

定家所伝本系統の内の定・函二本は、前者は一首二行書写、後者は一首一行書写と、配字・配行には相違があるが、仮名の字母の点まで殆ど合致する、同文の伝本である。両者の間には所載歌の相違も歌順の相違もなく、書写性本文変化の少ない同種本である。「の一本に田・斎二本を合せ、定

家所伝本系統内の「定家所伝本系列」と位置付ける(定家本考、参照)。松・内・堀・彰四本には、共通の欠脱歌がある。定家所伝本でいうと、冬歌(但、三〇〇番歌詞書)

三〇一 かたしきのそでもこほりぬふゆのよのあめふりすさむあが月のそら

が載らない。直前の三〇〇番が「かたしきのそで」と歌頭を同じくすると「ころから、目移りで誤つたものと見える。なお、彰本が一九六番と六三一

番を、堀本が二三七番(但、補入あり)と四八一番を、独自に欠くが、他本への影響はない。また、歌の載不載と歌順の点で、定家所伝本系統に比して異なる所がある。定家所伝本でいうと一七〇・一七一番と並ぶところが

この四本では逆順になつており、松本を代表させてその本文を示すと、

七夕(但、一六八番詞書)

一七〇 いましはもわかれもすらし七夕はあまの河原にたづぞ鳴なり

一七一 織女の別をおしみあまの川やすの渡にたづもなかなん

とある。同様のことが定家所伝本二〇九・二一〇番に当る歌にも見られる。

なお、内・堀・彰三本が四一二番と四一四番を逆順とし、内・堀一本が五四二番を五一四番の後方に細字補入し、堀本が四一二番の後に四二〇番と四二一番を配している。これらの独自の歌順や不載歌が見られない松本をこの系列の代表伝本とし、「松平文庫本系列」と呼ぶことにする。

群書類從本の本文は、従前は、定家所伝本・貞享版行本と並ぶ『金槐和歌集』の一系統と扱われて来た。稿者は、その本文を検討し、定家所伝本と同じ著作性本文形成を経た本文と認定し、これを定家所伝本系統の中の一系列と位置づけることにする。この系列は、独立した系統と認識されたいた当時から先覺に検討があるよう、定家所伝本から十首の歌を脱し、末尾に「一本及印本所載歌」として、その十首及び定家所伝本に載らず貞享版行本に載る歌等六六首を追加している。四季・賀・恋・旅・雜の本文部分と「一本及印本所載歌」とで重出する歌があり、所載總歌数は七一九首である。黒・犬二本は類從版行本と同じ十首を欠く。黒本には「一本及印本所載歌」の追加がなく、犬本は独自の欠脱歌が七首、独自の歌順相違が四首あり、全く同文というのではないが、定家所伝本系列に同じ書写性本文変化が生じたと見てよい。この三本を「群書類從本系列」とする。

以上の通り、定家所伝本系統は定家所伝本系列・松平文庫本系列・群書類從本系列の三系列に下位分類できる。本稿では所載歌と歌順の相違を根拠として提示したが、本文の細部にもこの三系列で対立異文が見られる。

柳當亞槐本系統諸本は、前述のとおり、貞享四年版行本として版行されることになった本文である。版行本等に比して、中・伊・神・考・高・青

・書・閑人本は、貞享四年版行本でいう次の二首を共通して欠いている。

〔三三一〕 夜を寒み河瀬にうかぶ水の淡のきえあへぬ程に氷にけり

(三三〇) 番詞書「深夜霜」

（五）

〔三三二〕 番詞書「冬歌」

高本を底本とする『新編国歌大観』所収本は、この二首及び高・書二本が共通して欠く三七五番歌を「同類の他本で補つた」校訂本文である。また、

この八本は共通して、四二番歌と四三番歌が他と逆順であり、一二四七番歌が二六〇番歌の後方に、七一〇番歌が六八七番歌の後方に、載る。細部の本文異同を含めて、この八本は他の諸本と小異があり、柳當亞槐本系統の中で一群をなしている。「中川文庫本系列」と位置付ける。なお、この系

列諸本が揃って前掲の柳當亞槐の識語を載せていない点は注目される。残る諸本は、伝本個々に独自異文は見られるが、全体的には同一本文である。これを、貞本等の貞享四年版行本（「大森太右衛門刊行」本と「北村四郎兵衛板行」本の二版があるが、本文は全く同版）、貞享四年版行本に賀茂真淵が評語を書き入れた真本等の評語転写版行本、桃・秋・達・月・春等の貞享四年版行本の転写本、菅・川・岩・井・成・東・平・静・小

・狩・甲・南・上・筑・初・雁・玉・森等の真淵評語書入本を書入れを併せて転写した本、の四種に細分することにする。この四種の諸伝本にそれぞれ別の書写性本文変化が生じているというわけではないが、版行・版行

本への書き入れ・版行本の転写・書入本の転写という、それぞれ異なった書写・版行の操作が行われて群となつて「見ること」が出来るからである。以上をそれぞれ別系列の扱いをし、「貞享四年版行本」「真淵評語書入版行本」「貞享版行本系列」「真淵評語本系列」と呼ぶこととする。

柳當亞槐本系統は、中川文庫本系列を併せ、五系列に下位分類できる。

これらも、所載歌と歌順の相違のみではなく、詞書や歌の本文においても、例示は省くが、系列の間で書写性本文変化による共通異文が指摘できる。

『金槐和歌集』の作者原本つまり源実朝の自撰原本はどのような本文であつたのか、現在のところ判然としない。また解説は不可能であろう。ただ、現存諸本本文の流傳はおよそ以下の「ごとく」であろうと推定できる。
現存諸本の中でも最も書写が古く、実朝自撰の本文に最も近いと考えてよいのが、定家所伝本である。定家に依る本文改変や本文校訂があつたことは十分推測できるが。その定家所伝本の忠実な写本が函本と田本と斎本である。つまり、定家所伝本系統定家所伝本系列が『金槐和歌集』の自撰原本に最も近いと見てよい。その本文に書写性本文変化が生じ、松平文庫本系列と群書類從本系列とが派生し、現存諸伝本が残された。

柳當亞槐本系統本文は、定家所伝本系統の松平文庫本系列と群書類從本系列が欠脱を犯している歌を載せるところを見ると、おそらく定家所伝本系列の本文に改編という著作性本文形成が行なわれ、成立した。細部の本文異同を見る限り、柳當亞槐本系統の中で定家所伝本系統本文に最も近いのは中川文庫本系列本文である。但し、定家所伝本系統本文を参照して校訂した結果、定家所伝本系統の本文に似ることになつた可能性もある。

一旦成立した柳當亞槐本系統本文は、江戸時代に版行されるに至つた。

貞享四年版行本である。また、その版行本を書写することが幾度も行われた。貞享版行本系列諸本である。また、賀茂真淵が、序文に拠れば宝暦五年と同十年の二度、貞享四年版行本に自己の評語等を書入れた。その書入が、貞享版行本の幾本にも転記された。真淵評語書入版行本諸本である。また、真淵の書入れを含めてそのまま真淵評語書入版行本が書写され、またその写本を転写することも行われた。真淵評語本系列の諸写本である。

また、柳営亞槐本系統の真淵評語書入版行本あるいは真淵評語本系列写本から歌を抜粋するという改編、即ち著作性本文形成が行なわれた。宝暦十年記真淵序文の本から抜粋した秀逸本系統、年記不明の真淵序文本に依る抜粋本を天保五年以後藤碩田が『碩田叢史』中に写して記録した佳調抜系系統、どの本に依つたのか判然としないが抜粋本系統、宝暦五年記真淵序文の本から抜粋した抄出本系統、という抜粋本文が成立し、伝存された。

『金槐和歌集』の諸伝本を分類し、本文を吟味した。これに依つて、この集の本文の変容の流れは以上の「ときもの」であることが明かになった。

藤原定家手沢本という、かなり信頼出来る、極めて早い書写本の存在が与つて、『金槐和歌集』の諸伝本の本文に関する検討は、本文校訂を行う際の他は、殆ど試みられていない。しかし、訃者自撰原本の追及が殆ど望めない歌の集であるからこそ、定家手沢本以降のその本文流傳、改編という著作性本文形成と転写を経る間の書写性本文変化の実態を明かにしておくことは、作品批評に不可欠である。その検討のために、本稿の報告は無意味なものもあるまい。個々の写本や版行本の本文・異文の吟味については、稿者なりの本文校訂を試みる際に、詳しく述べる所存である。

【注】 参照した諸先覚のご調査の文献の略号について、注記しておく。

（目） 諸文庫・諸図書館公刊蔵書目録、（寄） 斎藤茂吉氏『源実朝』、（私）『私家集伝本書目』、（国）『国書総目録』、（総）『古典籍総合目録』、（翻）『瀬戸内国文学本文献目録』（複） 当該伝本複製、（翻） 当該伝本翻刻、（寄） 国文学研究資料館マイクロ資料目録・日本古典資料調査データベース、「レフアレンス」諸図書館等レフアレンス調。

平成十年十一月、東京古典会古典籍下見大入札会に出る。現藏者不明。

斎藤茂吉氏著『源実朝』（昭和十八年十一月）
「著作性本文形成」「書寫性本文変化」「異種本」「同種本」の定義については、拙稿『平家物語』の成立基盤—その書承的側面—（『平家物語の成立』平成五年十一月、所收）を「参照ありたい」。

定家所伝本の本文は、岩波書店刊の『藤原定家所伝本金槐和歌集』（昭和五年）により、歌番号は『私家集大成 中世 I』所收に従う。

柳営亞槐本の本文は、架蔵の貞享四年版行本により、歌番号は『私家集大成 中世 I』所收に従う。

片野達郎氏『新典社原典シリーズ 金槐和歌集解説 市立函館図書館蔵』（昭和四十七年四月）に指摘がある。

『新編国歌大観』第四卷「私家集編 II」「解題」（川平ひとし氏）による。
柳営亞槐本系統の校訂本文が『続古今集』成立の頃に部分的に成っていたことを「勅撰集入集実朝歌の本文—『金槐和歌集』の本文流傳との関連において—』（『文芸言語研究』三三一、平成九年十月）等において論証した。

【付言】 本稿をなすにあたり、ご収蔵書の閲覧・写真撮影等をご許可下さった諸寺社・諸文庫・公私立図書館・諸大学附属図書館等ご所蔵者各位、閲覧に際し種々お力添え下さった担当者諸氏に、あつく御礼申しあげる。
なお、本稿のあらましは、筑波大学日本文学会例会（平成十年十一月七日・於筑波大学）において『金槐和歌集』の伝本分類と題して口頭で報告した。本稿は、その折の報告を骨子とし、その後に拝見することのできた伝本をも併せて修正・補訂し、集成を試みたものである。

（いぬい よしひさ 筑波大学 文芸・言語学系 教授）